

監査報告書

令和6年5月24日

学校法人 帝京学園
理事会 御中

学校法人 帝京学園

監事 関志朗

監事 櫻井脩

私たち学校法人帝京学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び同法人寄附行為第12条に基づき、学校法人帝京学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の方法は理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し重要な決裁文書を読覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、会計監査人と連携し計算書類につき検討を加えるなど、必要と認めた監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人帝京学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録）は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産、若しくは理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないもの認めます。

以上